

講演

中国憲法学の今日的課題

一 はじめに——中国憲法学の発展状況について——

諸先生方並びに友人の皆さん、こんにちは。私はこのたび早稲田大学総長、西原春夫先生の招へいを受け、早稲田大学に参り、講演及び学術交流を行うことを、大変光栄に感じています。また本日は、比較法研究所所長の中村英郎先生をはじめ、多数の御来席の諸先生方に「中国憲法学の今日的課題」について紹介させていただけることを非常にうれしく思います。

ここでは、目下、中国の憲法学界で論争となっている諸問題のうちの若干のものを御紹介するわけですが、その前にまず簡

単に憲法学の中国における発展の状況について少し述べたいと思います。

憲法学は別に新興の学問分野というわけではなく、世界的な視野で見れば、それは資本主義が勃興したのちに生まれたものであり、イギリス革命から数えて、すでに三、四百年の歴史があります。中国では百年足らずの歴史があるにすぎません。

中国憲法学の発展は、大体次の二つの時期に分けることができます。つまり、第一期は中華人民共和国成立以前の時期です。大体これは一八九八年から一九四九年までの時期でくくれます。第二期は建国後の時期です。

董 成 美
西 村 幸次郎
通 山 昭 治 記

(一) 第一期

当時は、旧中国の封建専制制度のもとにあって、民主主義憲法の思想を生み出すことができませんでした。最も早い憲法の観念は、欧米から伝えられ、constitution を「憲法」と訳すことには、日本から伝えられたものです。

清朝末期にかつて、王韜、鄭觀応などの少数の知識分子が西洋で学び、帰国後、西洋の立憲状況を論じました。のちに、康有為、梁啓超、嚴復などは、比較的系統的な憲法思想をもつにいたりました。かれらは中国も、イギリスやフランス、日本のように、憲法を制定しなければならない、と主張しました。しかし、当時の清朝の支配者は極めて保守的で、盲目的に尊大で、関門を閉じて鎖国しており、それを望みませんでした。このような当時の条件のもとでは、憲法学をうちたてることは不可能でした。

憲法学の研究は、一九一一年の辛亥革命後に始まり、次のような三種類の状況が存在しました。すなわち、①一つは、反動的な政府のために奉仕する法律学者が、当時の支配階級がこしらえた憲法的文書のために理論的な基礎を提供し、世論をデッチ上げ、人民を欺きました。②次に、多くの憲法学者は著作を出版し、教室で講義するにあたって、ただ欧米の憲法制度について若干の客観的な紹介を行うだけでした。例えば錢端昇教授

の『比較憲法』などのような若干の影響力をもった憲法の著作もありましたが、それはブルジョア憲法学の観点に局限されたものでした。③最後に、一部の進歩的な憲法学者は、当時の状況が苦難にみち、闘争が尖鋭であったために、マルクス主義法学について系統的な研究を行うことができました。

しかし、中国共産党の指導のもと、革命根拠地において、毛沢東の著作のなかに、憲法問題及び政治制度に言及した文章がたぐさんあり、『井岡山闘争』、『新民主主義の憲政』、『新民主主義論』、『連合政府について』、『晋綏幹部会議における講話』、『党の七期二中総会における報告』や『人民民主独裁について』などは、中国憲法を研究するうえでの重要な文献です。

このように、旧中国の憲法学がその発展において制約を受けた一つの重要な原因は、民主政治の欠乏という点です。

(二) 第二期

第二期は中華人民共和国をうちたてたのちの時期であり、さらに以下の三つの段階に分けることができます。

① 第一段階（一九四九—五六）

この段階は、いわゆる「全面的なソ連化」の時期といえます。この時期の教材及び教育学習についていえば、主として、ソ連の専門家、教授を招へいして授業を行ってもらい、かつそ

こで用いられたのもソ連の教材であり、教育学習計画、カリキュラムの割り振りなどもすべて、フルにソ連式のやり方にしてがいました。中国人民大学は、新中国の成立ののち、中共中央と当時の政務院（國務院の前身）が創立を決定した、最初の社会主義の新型大学であり、また法律系（法学部）を最も早く設置した学校でもあります（北京大学法学部は、一九五四年によく復興し、中国社会科学院法学研究所は一九五八年によく設立されました）。

一九五四年の最初の憲法が採択されたのちに、ようやく中国自身の憲法学をもつようになり、一九五六年にソ連の専門家と教授が帰国したのちに、中国憲法学ははじめて比較的大きな発展を開始しました。

② 第二段階（一九五七—七六）

しかし、一九五七年の反右派闘争ののちから一九六五年までは、その発展が比較的緩慢でありました。また、一九六六年から一九七六年までのいわゆる「文化大革命」の十年においては、憲法学の発展は基本的に、停滞状態にありました。

③ 第三段階（一九七七—現在）

その後、一九七七年から一九八〇年までに一步一步回復がはかられました。とくに、党の十一期三中総会ののちからようやく比較的大きな発展を開始しました。一九八五年十月、中国憲法研究会が正式に発足し、また一部の省や市でも、相ついで

地方的な研究会が発足しています。こうして、中国の憲法学者は、憲法の理論と実践について、ようやく組織的に学术交流を行うことができるようになり、憲法学研究は、繁栄の段階に入りました。

状況を簡単に要約しますと、以上のようになります。

二 当面の中国憲法学界における若干の論争問題について

ここで私は、次に当面の中国憲法学の領域における若干の論争的な問題について、皆さんに御紹介します。

(一) 一九八二年憲法の基本原則は何か

まず、この点については、以下の三種類の見解があります。

① 第一の見解では、一九八二年憲法の基本原則は、四つの基本原則（の堅持）、つまり、社会主義の道を堅持し、人民民主独裁を堅持し、中国共産党の指導を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持すること、にほかならない、と考えます。かれらは、一九八二年憲法自体が人民民主独裁の社会主義国家制度を確認したものであり、かつこのような国家制度はまた、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を導きとし、中国共産党を指導とするものである、と考えるがゆえに、四つの基本原則を一九八二年憲法の基本原則とみるわけです。

②これに対して、第二の見解では、四つの基本原則はただ一九八二年憲法の指導思想であるにすぎず、一九八二年憲法は、自らの若干の基本原則をもっている、と考えます。かれらは、四つの基本原則は、わが国のすべての領域の諸活動における共通の指導原則であり、憲法も自ずとそのなかに含まれはするが、四つの基本原則でもって憲法自体の原則にとってかえることはできず、もしそうでないならば、かえって四つの基本原則の地位をひき下げ、憲法自体の原則をなおざりにすることになる、と考えます。したがって、一九八二年憲法の基本原則を論じる際、あるものは五つ、あるものは七つ、またあるものは十一をあげ、決してその数を統一することはできません。

③三番目の意見では、一九八二年憲法の基本原則を三つのレベルに分けて考えるべきだと主張します。つまり、第一のレベルが四つの基本原則、第二のレベルが憲法自体の基本原則であり、第三のレベルは、公民は法律の前で一律に平等であるという原則などのような、憲法の具体的な原則です。

この問題について、私は次のように二つの事柄を別々に分けて理解する必要がある、と考えます。つまり、一九八二年憲法自体としては、その指導思想及び基本原則はともに四つの基本原則であるというべきですが、憲法学としては、さらにその他の若干の原則を提示して研究し、講義することはできません。こ

れは別個の問題です。

ちなみに、四つの基本原則をどのように憲法に記載するかという問題については、起草時に異なる意見が存在しました。あるものは、四つの条文として書きとめ、一条一原則とするよう主張しました。またあるものは、前文のなかに書き入れることを主張しました。

ここで少し歴史的状况を紹介しますと、一九五四年憲法を起草する際に、毛沢東主席は、「党の指導は条文のなかに書くのはよくない。共同綱領では前文に書いた」と述べました。この毛沢東主席の意見は正しいものです。したがって、一九八二年憲法では、次のように処理しました。すなわち、①四つの基本原則は憲法前文の第七段に集中して書く。②第一条にはただ人民民主独裁と社会主義制度だけを書き入れる。③憲法全体に四つの基本原則の精神を貫ぬかせる。

今年のはじめ、全人代常務委は決議を行い、ブルジョア自由化に反対する闘争において、憲法が定める四つの基本原則を武器とし、指導思想としました。

ブルジョア自由化に反対する根本的な目的は、全国の各民族人民をより緊密に團結させ、四つの基本原則を堅持するという基礎のうえで、より立派に全面的な改革と対外開放を行い、さげらげに抜けた成果をあげつつ、中国の特色をもつ社会主義を

建設しようとするところにありました。

(二) 中国の人民民主独裁が実質上プロレタリアート独裁になったのはいつか

この問題は比較的大きな論争問題であり、四種類の見解に分かれています。

① 第一の見解は、一九四九年の建国の時からプロレタリアート独裁が始まる、と考へ、その主な根拠は、劉少奇同志が行った党の八全大会における政治報告です。

② 第二は、一九五二年から始まる、と考へます。というのは、一九五二年に(党が)過渡期の総路線を提起したからです。

③ 第三の見解は、一九五四年から始まる、と考へます。なぜなら一九五四年憲法が、国家は一步一步社会主義の全般的任務を実現する、と宣言したからです。

④ 最後の見解では、一九五六年から始まる、と考へます。というのも一九五六年はわが国における生産手段私有制に対する社会主義改造が決定的な勝利を獲得した年だからです。

ちなみに、私は次のように考へるべきだ、と思ひます。すなわち、中国の人民民主独裁は二つの発展段階を経ました。つまり、第一の段階では、全国で革命が勝利する以前に中国共産党が指導する人民大衆が革命根拠地であつた人民民主独裁であり、その時の政権の性質は労働民主独裁の政権でした。なぜ

なら当時の革命の任務と政権の任務はブルジョア民主主義革命の任務を解決することであり、ブルジョアジーの生産手段私有制を變更しなかつたからです。それを新民主主義と呼びます。

第二の段階は、新中国の成立から始まります。そしてこの時、新民主主義から社会主義への移行を開始しました。それに応じて、政権の性質にも変化が生じました。われわれが人民民主独裁は実質上プロレタリアート独裁であるというのは、第二段階の人民民主独裁についてなのです。

では、なぜ人民民主独裁が実質上プロレタリアート独裁といえるのでしょうか。それは主として、(i)指導力、(ii)階級的基礎、(iii)独裁の機能、(iv)歴史的任務、というこの四つの基本的な側面からみて、人民民主独裁とプロレタリアート独裁は基本的に一致するものだからです。

このように、人民民主独裁が実質上プロレタリアート独裁であるのは、一九四九年(の建国の時)から始まるものではありませんが、しかし一九四九年から一九五六年までの間には、新民主主義から社会主義への過渡期が存在しました。党の過渡期の総路線についての要綱のなかで、次のように指摘しています。すなわち「われわれが革命の性質の転化をはっきりと示している、新民主主義革命の段階の基本的な終了と社会主義革命の段階の開始をはっきりと示しているというのは、政権の転化について

であり、国民党の反革命政権の滅亡と中華人民共和国の成立のことである」と。

したがって、全国的範囲における政権の転化は、この点で決定的な意義をもっていました。

われわれは一九四九年から一九五六年までの過渡期において、封建主義と民主主義の間の矛盾を解決するために土地改革を行うと同時に、社会主義改造の任務をも実施し始めました。その時、一方で農村において民主主義的な土地改革を実施し、他方都市においてもただちに、官僚資本主義の企業を接収し、それを社会主義企業にかえることに着手し、かつまた社会主義の国家銀行を設立しました。同時に全国的範囲において、社会主義の国营商業と協同農商業の設立に着手し、あわせて私的資本主義企業に対して国家資本主義の措置を実施し始めました。したがって、過渡期においては、民主主義革命の任務を解決するとともに、社会主義革命の任務をも解決し、両者が交叉して行われたのです。

私は、プロレタリアート独裁の実質とは、プロレタリアートの指導権である、と考えます。

レーニンはたびたびプロレタリアート独裁の問題を論じましたが、かれがかつて述べたように、プロレタリアート独裁とは、一つの階級の権力であり、いかなるものとも分有しない権力で

あり、一つの階級すなわちプロレタリアートの手のなかに掌握された国家権力です。これは主として指導権からいったものです。したがって、一九四九年から人民民主独裁は実質上プロレタリアート独裁にはかならないものになり始めたのですが、新民主主義から社会主義への転化が完成したのは一九五六年にいたったことです。このことは、中国共産党の十一期六中全会が採択した『建国以来の党の若干の歴史問題にかんする決議』のなかですではつきりと指摘されています。

それでは、なぜプロレタリアート独裁と直接呼ばずに、一九八二年憲法は依然として人民民主独裁と呼ぶのでしょうか。それは人民民主独裁という言い方を用いたほうが、中国の国情により適合するからです。

皆さんも御承知のように、マルクスとエンゲルスが民主主義者から共産主義者に転換したの最初の重要な著作である『共産党宣言』のなかには、別にプロレタリアート独裁という言葉はなく、ただプロレタリアート独裁の思想があるだけで、『プロレタリアートは支配階級に上昇し、民主主義をかちとらねばならない』というような文言があっただけです。プロレタリアート独裁というこの言葉については、マルクスが『フランスにおける階級闘争』や『ゴータ綱領批判』などの論文のなかで提起したのですが、しかし、それは当時主として、イギリ

スやドイツ、フランスのような国家、とくにイギリスのような西欧の若干の国家を念頭に置いたものです。イギリスでは、土地の囲い込み運動のうちに、プチブルジョアジーが極めて少なくなり、基本的にはブルジョアジーとプロレタリアートといった二大階級の対立にはかならないものになりました。それゆえプロレタリアート独裁は、直接ブルジョアジーに対して向けられていわれたものです。当時は決して東方の国家を念頭に置いていませんでした。

そのうえ、当時はただ理論があるだけで、まだ実践が存在しませんでした。結局、プロレタリアート独裁はどのようなものなのかは、だれも実際に見たことがなかったのです。

① こうした状況のもとで、一八七一年のパリ・コミューンは、プロレタリアート独裁の世界最初のサンプルを提供しました。しかし、それはただプロレタリアート独裁のヒナ型にすぎず、決して完備されたものでもなく、そのうえまもなく失敗しました。

② 第二のサンプルは、一九一七年のロシア革命です。レーニンは、ロシア革命の経験にもとづき、マルクス主義のプロレタリアート独裁にかんする理論をいちだんと発展させ、プロレタリアート独裁は一定の形態の階級同盟である、と指摘しました。というのは、ロシアには西欧と異なり、労働者階級のほか

にさらに多くの農民が存在していたからです。したがって、レーニンは「労働同盟はプロレタリアート独裁の最高原則である」と強調しました。またレーニンは「プロレタリアート独裁は勤労者の前衛であるプロレタリアートが人数の多い非プロレタリアートである勤労階層(プチブルジョアジー、小営業主、農民、知識分子など)またはかれらの大多数と結んだ特別の形態の階級同盟である」と指摘しています(中国語版『レーニン全集』二五卷、三四三―三四頁)。

③ さて、第三のサンプルは、一九四九年の中国革命にほかなりません。中国では、労働者、農民のほかに、さらに民族ブルジョアジーがいました。したがって、毛沢東は、一九四八年に『革命を最後まで遂行せよ』という一文のなかで、はじめて人民民主独裁という言葉を使用しましたが、それは、マルクス・レーニン主義のプロレタリアート独裁にかんする理論と中国の状況をつけた、一つの発展であります。

人民民主独裁はそれゆえにただ中国の状況と結びつけたプロレタリアート独裁のもう一種の形態にすぎません。将来、その他の国で社会主義革命が成功した場合、かれらの国の具体的な状況と結びつけて、あれやこれやの独裁と呼ぶこともできるでしょうが、しかしその実質(本質)においては、すべてプロレタリアート独裁です。

現在、世界には、「ユーロ・コミュニズム」と呼ばれる一つの思想潮流が出現し、「民主社会主義」のモデルでプロレタリアート独裁にとつてかえようとしています。フランス共産党は党規約のなからプロレタリアート独裁を抹消しました。また日本共産党は、プロレタリアート独裁(専政)をプロレタリアートの「執政」(執権)に改めることを主張しています。

それはともあれ、中国の一九八二年憲法が、人民民主独裁という言い方を用いるにあたっては、次の諸点を考慮しました。すなわち、①一九四九年から一九五六年までの間、中国の人民政権には、まだ二つの階級同盟、つまり労働者階級と農民の同盟、労働者階級と民族ブルジョアジー、上層ブルジョアジー並びにそれらの知識分子との同盟が存在していたこと、がまず第一点です。

②第二点としては、一九五六年以後、搾取階級が階級としてはすでに消滅したけれども、しかし統一戦線はさらに拡大し、それは、すべての社会主義的な勤労者、社会主義を擁護する愛国者及び祖国の統一を擁護する愛国者による広範な同盟を含んでいるということです。しかも愛国者のなかには、さらに若千のブルジョア分子も含まれます。このように、人民民主独裁という言い方を用いれば、より多くの愛国者を団結させることができるのです。

③第三に、人民民主独裁という言い方は、字面のうえからいえば、民主があるとともに、独裁もあり、つまり毛沢東のいう「人民に対する民主の面と敵に対する独裁の面を互いに結びつけたものが、人民民主独裁にほかならない」わけです。

この問題については、例えば西村幸次郎教授など日本の憲法学者も、すぐれた研究を行っています。

(三) 中国の目下の立法体制は何級か

この問題には、三種類の観点があります。①第一の観点は、(わが国には)ただ一級の(二元的な)立法(体制)があるだけだと考えます。その理由は、一九八二年憲法が、国家の立法権はただ全人代とその常務委だけが行使できる、とはっきりと規定しているからです。したがって、中央のレベルにのみ立法権があるというわけです。

②第二の観点では、二級の(二元的な)立法体制である、と考えます。理由は、一九八二年憲法が全人代及びその常務委が立法権を行使する、と定めると同時に、さらに省のレベル(省、自治区、直轄市)の人民代表大会及びその常務委が、憲法、法律、行政法规に抵触しないという条件のもとで、地方的法規を制定できる、と規定しているからです。したがって、実際上は二級の(二元的な)立法(体制)である、とみるのです。

③第三の観点は、(わが国が実施しているのは)多元的な立法体

制である、と考えます。すなわち、基本的法律(基本法)、法律、行政法規、地方的法規、自治条例及び単行条例を、それぞれ異なる国家機関が制定する点に着目するわけです。つまりこうです。全人代は基本的法律を制定し、全人代常務委は基本的法律以外のその他の法律を制定します。したがって、最高国家権力機関の立法もまた、二元的であり、さらにくわえて國務院の行政法規や地方的法規などがあるので、多元的になるのです。

私は、第一の観点が正しい、と考えます。中国では、中央一級(二元的な)立法(体制)が実施されています。

ちなみに、一九五四年憲法はかつて、全国人民代表大会が唯一の立法機関である、と規定していました。一九八二年憲法はそれを全人代常務委にまで拡大しました。また憲法第百条がはっきりと次のように規定しています。すなわち「憲法、法律、行政法規と抵触しないという条件のもとで、地方的法規を制定できる」と。また國務院の「行政法規」は別に法律という範疇には属しません。地方的法規はさらに「法律」と解することはできません。したがって、二元的立法及び多元的立法(体制)とはいえません。

(四) 中国では民族自決権が行使されるか

最後のこの問題には二つの見方があります。①一つは、中国ではすでに民族自決権を行使したと考え、その理由として、わ

が国で民族区域自治を實行することは、各民族の代表が一致して採択したものであり、これが一種の民族自決権の現われにはかならない、と考えます。

②もう一つの見方では、民族自決権の意味は、民族分離権、すなわち独立の民族国家をうちたてることができること、を含み、これはわが国の憲法の規定に違反する、と考えます。というのも、各民族自治地域は中華人民共和国の分かつことのできない一部である、と憲法が定めているからです。そしてもしわが国で民族自決権を行使できるとするならば、その時は、各民族からなる祖国の大家族にとって不利である、とみるわけです。したがって、中国では、民族自決権を行使するということができない、と考えます。

私は後者の意見が正しいと考えます。レーニンがかつて、『民族自決権について』という一文のなかで、民族自決権は民族分離権を意味し、民族独立国家をうちたてることができるということにはかならない、とはっきりと指摘しました。

しかも、一九八二年憲法第四条で「各民族自治地域はいずれも中華人民共和国の分かつことのできない一部である」とはっきりと定めています。新中国が成立したのち、帝国主義はかつて新疆にいわゆる「東トルキスタン共和国」や「南疆王国」などを樹立しようとはかりました。一九五九年に発生したチベッ

ト事件などはいずれも分離が各民族人民にとって不利なことを物語っています。中国は単一制の国家であり、民族自決権は行使できません。

しかし、われわれは決して、植民地、半植民地国家に対しては、このスローガンを放棄しません。われわれは被抑圧民族が民族自決を実行し、植民地主義の奴隷的状态から解放されるよう主張します。

三 結びにかえて

これまでお話ししたのは、極めて簡単な概括にすぎません。このほかにも、違憲とは何かという問題については、中国では憲法の実施を監督する専門機関を設置する必要があるかどうかといった問題があり、憲法と経済体制改革、憲法と政治体制改革、地方国家権力機関の役割にかんする問題、香港基本法の性質の問題等々があり、これらはいずれも中国憲法学が研究を行う必要がある新しい課題です。

中国憲法学研究会は今年の十一月に鄭州で憲法と政治体制改革にかんする討論会を開催する予定です。

中国における都市を重点とした経済体制改革全体は、実質上全面的な改革であり、それは経済体制改革に及ぶのみならず、文化、科学技術、教育等の領域の改革にも及び、さらに重要な

ことは、政治体制の改革にも関連するということです。

一九八〇年以来、鄧小平同志はたびたび政治体制改革の問題に言及しています。かれは一九八六年七月十四日に、北朝鮮の党と政府の代表団と会見した際に、次のように指摘しました。すなわち「今後五年内に、中国は都市の経済体制改革を完成しなければならず、實際上それは、全面的な経済体制改革であり、そのなかには、ある若干の政治体制改革も含まれる」と。かれはさらに、政治体制改革は全局にかかわる問題であり、一定の期間を費やして、調査研究を行う必要がある、とも述べています。現在まさに、掘り下げた、系統的な調査研究を行っているところです。今年の十月に開催される党の十三全大会は、中国の国情に合致し、適切で行うことのできる改革プランを定め、政治体制改革の原則、内容、重点及び段取りを一段と明確なものにするでしょうし、そうすることによって、経済体制改革の掘り下げた発展と社会主義現代化建設の要求に適合したものになるでしょう。

一九八二年憲法はこの二つの側面の改革の順調な進展を保障しなければなりません。そのほか改革の掘り下げた発展について、憲法のある若干の規定はうち破られるかもしれません。例えば、それは所有制の問題や、国家制度のなかのある若干の不備とみられる問題にかんする規定などです。しかし、憲法は国

家の根本大法であり、相対的な安定性をもつ必要があり、客観的な状況の発展の条件が熟したのちに、はじめて憲法のうえに反映させうるのです。したがって、私は、今世紀末までには、小さな、部分的な改正はありうるかもしれないが、根本的な改正はありえないであろう、と考えます。

時間の関係でただ簡単に紹介しましたが、御清聴を感謝します。